

旭川医科大学旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学旅費規程の一部を改正する規程

旭川医科大学旅費規程（平成16年旭医大達第176号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
第1章 総則	第1章 総則
(略)	(略)
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第4条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。	第4条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。
2 役職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。	2 役職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。
(1) 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員	(1) 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
(2) 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族	(2) 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族
(3) 役職員が死亡した場合において、当該役職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該役職員の遺族	(3) 役職員が死亡した場合において、当該役職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該役職員の遺族

- (4) 役職員が、外国の勤務地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
- (5) 役職員が、外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族
- (6) 外国勤務の役職員が死亡した場合において、当該役職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該役職員の遺族
- (7) 外国勤務の役職員の配偶者が、当該職員の勤務地において死亡し、又は第37条第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員

(略)

第9条 (削除)

第10条 (削除)

- (4) 役職員が、外国の勤務地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
- (5) 役職員が、外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族
- (6) 外国勤務の役職員が死亡した場合において、当該役職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該役職員の遺族
- (7) 外国勤務の役職員の配偶者が、当該職員の勤務地において死亡し、又は第37条第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員

(略)

(旅行日数)

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書きの規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第4条第2項第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書き及び前項の規定により計算した日数による。

(同一地域滞在中の日当及び宿泊料の減額)

第10条 旅行者が同一地域（本邦にあつては市町村の存する地域（特

第2章 内国旅費

(日当)

第19条 日当の額は、別表第1の定額による。

- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

- 2 別表第1の定額により宿泊施設を確保することが困難である場合には、実費額により宿泊料を支給することができる。
- 3 前項の実費額が別に定める上限額を超える場合において、学長が特に必要と認めたときは、当該上限額を超えて宿泊料を支給するこ

別区の存する地域にあっては特別区の存する全地域)をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除くものとする。

第2章 内国旅費

(日当)

第19条 日当の額は、別表第1の定額による。

- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

- 2 学長が特に必要と認めた場合に限り、宿泊料の実費が別表第1の定額を超えた場合には、実費額により宿泊料を支給することができる。

とができる。(新設)

4 前2項の宿泊料の支給に関し必要な事項は、別に定める。(新設)

5 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(略)

第3章 外国旅費

(略)

(鉄道賃)

第31条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1)～(4) (略)

(5) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前4号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(略)

(日当、宿泊料及び食卓料)

第34条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。

2 第31条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(略)

第3章 外国旅費

(略)

(鉄道賃)

第31条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1)～(4) (略)

(5) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前4号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(略)

(日当、宿泊料及び食卓料)

第34条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。

2 第31条5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第3

3の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第3の定額による。

4 第19条第2項及び第3項、第20条第2項から第5項並びに第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。この場合において、第20条第2項中「別表第1」とあるのは「別表第3」と読み替えるものとする。

(略)

附 則

1 この規程は、令和9年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、令和9年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第19条、第20条、第21条、第23条及び第26条関係） 内国旅行の旅費（日当、宿泊料及び食卓料）

区分	役員	役員以外の者	(削除)	(削除)
日当（1日につき）		2,200円	(削除)	(削除)
宿泊料（1	甲地方	13,100円	12,000円	(削除)
夜につ	乙地方	11,800円	9,800円	(削除)
き）				
食卓料（1夜につき）		2,600円	2,200円	(削除)

(略)

別表第3（第34条、第36条、第41条関係） 外国旅行の旅費（日当、宿泊料及び食卓料）

区分	役員	役員以外の者	(削除)	(削除)

の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第3の定額による。

4 第19条第2項及び第3項、第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。この場合において、第20条第2項中「別表第1」とあるのは「別表第3」と読み替えるものとする。

(略)

別表第1（第19条、第20条、第21条、第23条及び第26条関係） 内国旅行の旅費（日当、宿泊料及び食卓料）

区分	役員	7級以上の職務にある者	6級以下3級以上の職務にある者	2級以下の職務にある者
日当（1日につき）		3,000円	2,600円	2,200円
宿泊料（1	甲地方	14,800円	13,100円	10,900円
夜につ	乙地方	13,300円	11,800円	9,800円
き）				
食卓料（1夜につき）		3,000円	2,600円	2,200円

(略)

別表第3（第34条、第36条、第41条関係） 外国旅行の旅費（日当、宿泊料及び食卓料）

区分	役員	7級以上の職務にある者	6級以下3級以上の職務にある者	2級以下の職務にある者

日当（1日につき）	指定都市	<u>6,700円</u>	(削除)	(削除)
	甲地方	<u>5,700円</u>	(削除)	(削除)
	乙地方	<u>4,600円</u>	(削除)	(削除)
	丙地方	<u>4,100円</u>	(削除)	(削除)
宿泊料（1夜につき）	指定都市	<u>24,100円</u>	<u>20,900円</u>	(削除)
	甲地方	<u>20,100円</u>	<u>17,400円</u>	(削除)
	乙地方	<u>16,100円</u>	<u>14,000円</u>	(削除)
	丙地方	<u>13,500円</u>	<u>12,500円</u>	(削除)
食卓料		<u>6,700円</u>	<u>5,800円</u>	(削除)

(略)

【改正理由】

国の旅費制度の改正に伴い、その趣旨を踏まえつつ、出張者の負担軽減及び旅費計算業務の簡素化を図るため、所要の改正を行うものである。

日当（1日につき）	指定都市	<u>8,300円</u>	<u>7,200円</u>	<u>6,200円</u>	<u>5,300円</u>
	甲地方	<u>7,000円</u>	<u>6,200円</u>	<u>5,200円</u>	<u>4,400円</u>
	乙地方	<u>5,600円</u>	<u>5,000円</u>	<u>4,200円</u>	<u>3,600円</u>
	丙地方	<u>5,100円</u>	<u>4,500円</u>	<u>3,800円</u>	<u>3,200円</u>
宿泊料（1夜につき）	指定都市	<u>25,700円</u>	<u>22,500円</u>	<u>19,300円</u>	<u>16,100円</u>
	甲地方	<u>21,500円</u>	<u>18,800円</u>	<u>16,100円</u>	<u>13,400円</u>
	乙地方	<u>17,200円</u>	<u>15,100円</u>	<u>12,900円</u>	<u>10,800円</u>
	丙地方	<u>15,500円</u>	<u>13,500円</u>	<u>11,600円</u>	<u>9,700円</u>
食卓料		<u>7,700円</u>	<u>6,700円</u>	<u>5,800円</u>	<u>4,800円</u>

(略)